

## 第6章 地域公共交通網形成の基本理念及び基本方針

第5章の地域公共交通における課題を受け、本市が目指す地域公共交通網形成の基本理念及び基本方針を示します。

### 6-1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

地域をつなぐ誰もが利用しやすい  
持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

自立的な地域生活圏を形成するため、広域の移動手段である鉄道や市内及び近隣市への移動手段の中心であるバス等の公共交通の利便性を高めるとともに、身近で利用しやすい自転車の活用を推進することで、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。

そのために、関係機関と連携し、地域特性に応じた公共交通の整備・強化、確保・維持、改善とともに、バリアフリーの視点を踏まえた誰もが利用しやすい環境整備等を進めることで利用促進を図り、持続可能な公共交通を目指します。

## 6-2 基本方針

基本理念「地域をつなぐ誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通ネットワークの形成」の実現に向けて、地域公共交通網形成の4つの基本方針を次のとおり掲げます。

### 基本方針（1） まちづくりと広域連携を支える公共交通体系の整備

- ・市外へ通勤・通学する多くの市民の移動を支えるとともに、市外からの来訪者（交流人口）をさらに増加させるため、広域の移動を担う鉄道の利便性向上を目指す活動を継続します。
- ・市内唯一の鉄道駅である平塚駅（南の核）と、近隣市に位置するターミナル駅とを結ぶ充実したバス路線について、一部の開設されていない路線を新規に開設する準備・検討を進めるとともに、ツインシティ大神地区（北の核）とを結ぶ南北都市軸における強固な公共交通軸の形成を進めます。併せて、さらなる利便性の向上を目指して、定時性・速達性を高めるための施策に取り組みます。

### 基本方針（2） 公共交通の利用が不便な地域への対応

- ・市内の公共交通の根幹である既存バス路線について、路線の確保・維持、改善を図ることで、東西方向や観光地への路線等、必要な移動手段の確保に努めます。
- ・バス停から離れた『公共交通空白地域』や、バスの運行本数が少ない『公共交通不便地域』、及びその周辺における移動手段の確保に努めます。

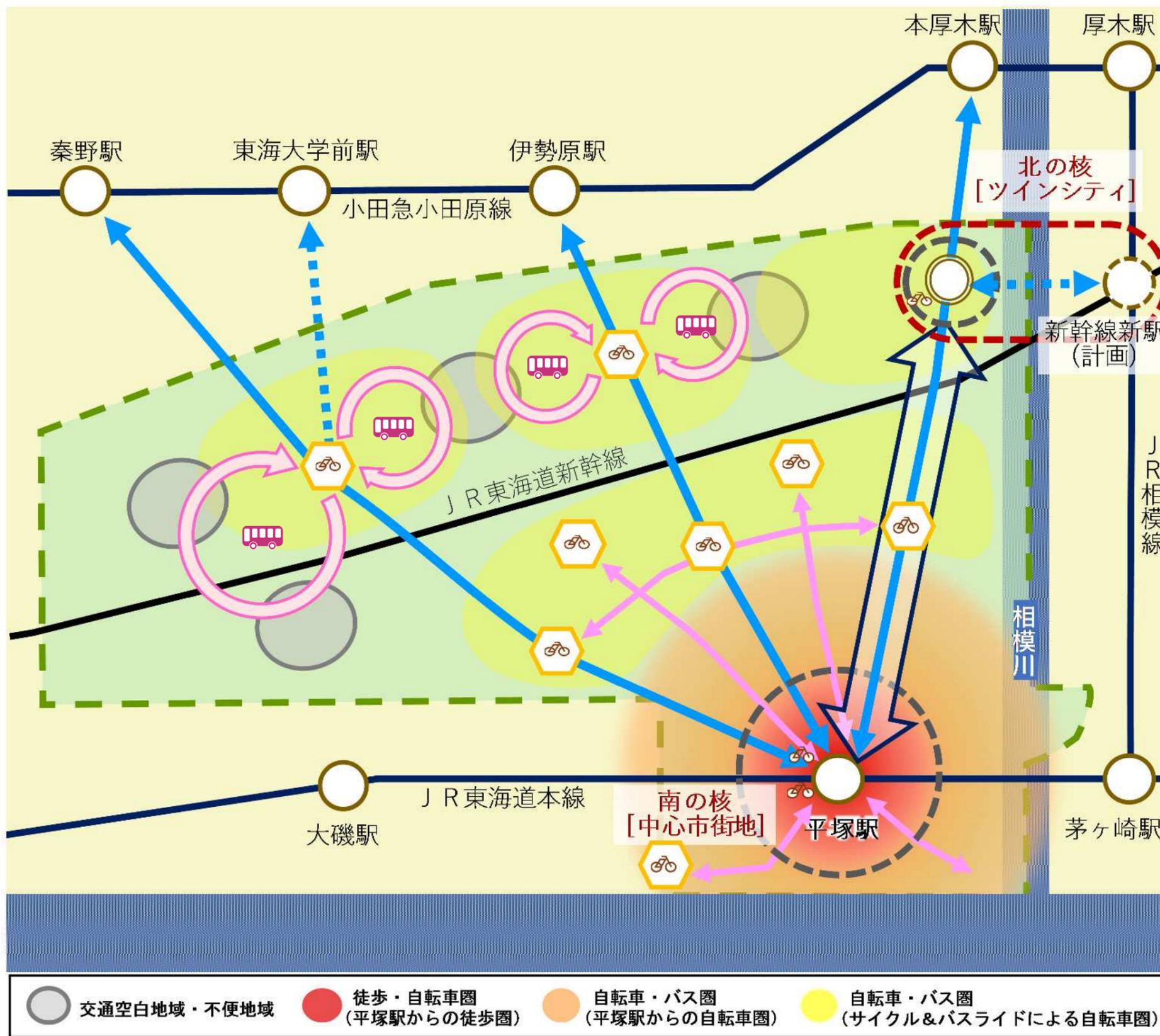
### 基本方針（3） 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備

- ・高齢者や障がい者をはじめ、誰もが無理なく移動できるようにするため、公共交通に関連する施設や車両のバリアフリー化等、円滑に公共交通が利用できる環境整備に取り組みます。
- ・ターミナル駅以外の主要なバス停等について、交通結節点としての機能を向上させるための施策に取り組みます。

### 基本方針（4） 自家用車依存からの転換と公共交通の利用促進

- ・基本方針（1）・（2）・（3）に掲げる公共交通の利便性を向上させるハード施策を着実に推進し、公共交通の利用促進につながるソフト施策も併せて実施することで、高齢者や障がい者、児童生徒など自家用車を持たず移動が制約される方々の交通の利便性向上と、道路渋滞の緩和による環境負荷の低減が期待される自家用車依存からの転換を図ります。

「地域をつなぐ誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通ネットワークの形成」のイメージ



図はイメージであり、具体的な路線や施設の配置を規定するものではありません

**基本方針 (1)**

**まちづくりと広域連携を支える公共交通体系の整備**

鉄道の利便性向上の促進

鉄 道

バスの公共交通軸の整備・強化

路線バス (幹線)

路線バス (新設幹線)

新しい交通システム

**基本方針 (2)**

**公共交通の利用が不便な地域への対応**

地域内交通の整備

路線バス (幹線以外)

地域内交通 (交通空白地域及び交通不便地域を支援する交通手段)

**基本方針 (3)**

**誰もが利用しやすい公共交通環境の整備**

バリアフリー化の推進

交通結節点の整備

○ 鉄道駅      ○ 主要バス停

○ トラジックセンター      ○ 自転車駐車場

**基本方針 (4)**

**自家用車依存からの転換と公共交通の利用促進**

利用促進事業